

気軽に自転車で大分を巡ろう

# Joyfull BIKE

シェアサイクル ジョイフルバイク

10月から始まったシェアサイクル「ジョイフルバイク」。自転車の貸し出し・返却拠点となる「サイクルポート」を市内各所に設置しています。

**Point 1** サイクルポート間なら、どこでも乗り降り自由  
ちょっとしたお出掛けや買い物にも便利。サイクルポートを駐輪場の代わりとして使うこともできます。

**Point 2** 全車電動アシスト付自転車で、ラクラク移動  
坂道も少しの力で登ることができ、快適に移動できます。

**Point 3** 24時間\*、365日いつでも使える \*一部のサイクルポートを除く  
ライフスタイルに合わせた使い方ができ、便利です。

**Point 4** もしものときも安心のサービス  
自転車損害賠償保険に加入しているほか、万が一事故などが起きた場合でも、緊急オペレーションセンターが警察・救急の要請や保険会社への報告といった対応を行ってくれるので、安心です。

## 主なサイクルポート

- 要町バスターミナル
- 南蛮BVNGO交流館
- 大分市美術館
- アートプラザ
- 大手公園
- ふないアクアパーク など



● 料金  
1回利用は30分162円  
(以降30分ごとに108円)  
※月額利用や1日利用もできます



詳しくは、シェアサイクルサービス紹介ホームページをご覧ください。

問 都市交通対策課 ☎537-5690

自転車に乗るときは  
5つのルールを守りましょう。

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る（2人乗りの禁止、夜間はライト点灯 など）
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



ウィーラースクール

所に放置されるなど、決められた場所以外の駐輪は、歩行者や障がい者、高齢者の通行の妨げになります。駐輪場は、大分駅の高架下や若草公園の地下、ふないアクアパークの地下などに設置していますので、自転車は必ず駐輪場に停めましょう。

さらに市では、一人ひとりの自転車マナーに対する意識付けを図るため、市内の小中学生を対象にした「おでかけ自転車マナーアツプ教室」を開講しているほか、「OITAサイクルフェス」が開催さ

れる時期には、出場選手や特別講師を招き、自転車の安全な乗り方を学びながら選手たちと交流を深める「ウィーラースクール」も開催しています。これらの教室を通して、楽しみながら自転車のルールやマナーについて考えるきっかけづくりを行っています。

自転車レースでにぎわい、走りやすい空間・環境が整えられてきた大分市。これからは自転車の魅力発信と環境整備を進め、自転車と歩行者、車が共存するまちを目指してまいります。



## 自転車が似合うまち

市では「OITAサイクルフェス」のほかにも、自転車の利用促進や魅力発信、空間整備、マナー啓発といった取り組みを行っています。ここでは、自転車を使ったまちづくりを紹介します。



ダウンロードはこちら

通勤・通学や買い物、サイクリングなど、子どもから大人まで、多種多様な使い方ができる自転車。市が策定している「大分市自転車利用基本計画」に掲げた方針のもと、ハードからソフトまで多岐にわたる事業を通して、まちに自転車がなじんだ、自転車が似合うまち“につながる取り組みを進めています。

その一つが市内のサイクリングコースを紹介した「おおいた自転車マップ」。大分駅周辺にある芸術作品を回るルートや、西大分地区や佐賀関地区の風光明媚な海岸線を走るルート、上野町周辺の史跡を巡るルートなど、モデルコースとその周辺施設や見どころをまとめています。このマップを使ってサイクリングを楽しめば、新たな市の魅力を見つけることができます。このマップは、都市交通対策課（本庁舎7階）や各支所で配布しているほか、市ホームページでも

見ることができます。

サイクリングコースや道路では、自転車と歩行者、車のそれぞれが安全に通行できるように、自転車の走行空間の環境整備を行っています。その一例が「自転車レーン」や「自転車誘導サイン」の設置。これは、自転車の走る場所を色付きの舗装や矢印で示して明確にすることで、歩行者や車の運転手への注意喚起につながり、接触事故を減らす効果があります。

自転車は、便利な反面、ルールやマナーを守らなければ、歩行者の迷惑



自転車誘導サイン



大分駅高架下東駐輪場

や重大な事故につながる恐れがあります。平成27年6月からは、3年に2回以上自転車の悪質な違反を繰り返す運転者に対し、講習を義務付ける「自転車運転者講習制度」が始まっています。

携帯電話を見ながらの運転や傘を差しながら運転する、いわゆる「ながら運転」や、歩道の歩行者妨害なども違反行為に含まれています。道路交通法では、自転車の分類は「軽車両」。自転車も車の一種であるという意識を持ち、ルールを守って、安全運転を心掛けることが大切です。

そのほか、駐輪マナーも利用者に守ってもらいたいポイントの一つです。自転車が道路や公共の場



自転車レーン